

文化相対主義を超えて

— リベラル民主制国家の不倶戴天の敵としての

イスラム・テロリズム —

松 村 昌 廣

はじめに

2015年11月13日、フランスのパリ市街と郊外のサン＝ドニ地区の商業施設において、イスラム国（ISIL：Islamic State in Iraq and the Levant）の戦闘員と見られる複数のテロリスト・グループによる銃撃および爆発が同時多発的に発生し、死者130名、負傷者300名以上を生んだテロ事件が勃発した。その惨劇のショックから、遅まきながら現在、西欧諸国を含めた主要国はイスラム・テロリストに対して武力鎮圧やその他強権的な措置を積極的に講ずる政策に転換しつつある。その背後には、イスラム・テロリストがリベラル民主制諸国にとって不倶戴天の敵であるとの確信があることに疑いの余地はない¹⁾。

この政策転換は、米国での同時多発テロ（2001年9月11日）、マドリッド列車爆破テロ（2004年3月11日）、ロンドン同時爆破テロ（2005年7月7日）等、一連のテロを考えると遅きに失した感が強い。とはいえ、これまでこの種の強硬策は先進国の民主制の根幹をなす基本的人権とその下で許容されてきた文化相対主義に抵触するとして忌避されてきた一方²⁾、穏健なイ

1) イスラム・テロリストによるテロの国際政治的な意味に関しては、拙著『動揺する米国覇権』現代図書、2005年、第13章を参照。初出は、拙稿「テロの重層的背景と新たな国際秩序」『治安フォーラム』2001年12月号。

2) 文化相対主義とは、「人間の諸文化をそれぞれ独自の価値体系を持つ対等な存在としてとらえる態度、研究方法のこと。自らの文化を、唯一・最高のものとして

キーワード：イスラム・テロリスト、政教分離、文化相対主義、リベラル民主制

スラム教徒の「信教の自由」を侵犯しないようかなりの程度配慮がなされてきた。しかし、結果的に見れば、結局こうした配慮と躊躇が仇となってしまったことは明らかである。

本稿はロンドン同時爆破テロの1週間後、2005年7月14日に脱稿し、それこそ筆者自身の「配慮と躊躇」のため、その後そのまま未発表となっていたものである。十年余を経て再読してみても、その内容は今日でも決して陳腐化しておらず、むしろ妥当性を増していると思われる。そこで、ここに必要な修正・加筆をして、ここに発表することとした。

なお、本稿では、イスラム国やアルカイダ系組織など、先進リベラル民主制国家に対してテロを行う主体をイスラム・テロリスト (Islamic terrorist) と記すこととする。これは、勿論イスラム教がテロリズムを生んでいるという意味ではなく、先進リベラル民主制国家におけるイスラム系移民コミュニティの出身者やそうしたコミュニティと何らかの接触を有し文化的乃至宗教的に先進リベラル民主制国家の市民社会との境界に位置する個人を含め、広くイスラム教の背景 (バックグラウンド) を有するテロリストを指している。(こうした中には、中途半端なイスラム理解しかもたず、過激なイスラム・テロリストの思想に洗脳された大都市郊外在住の白人中産階級の若者も含まれる³⁾)。また混乱を避けるため、ジハディスト (Jihadist)、サラフィー主義者 (salafist)、ワッハーブ主義者 (Wahhabist) などの概念は用

考えるエスノセントリズム (自民族中心主義) に対する批判として形成された概念で、アメリカの人類学者F・ボアズが提唱し、R・ベネディクトによって確立されたといわれる。たとえば、一夫多妻制や嬰兒殺しなど、他の社会では悪とみなされる制度や慣習も、文化相対主義に立って当事者の立場から価値評価することで、その意味や目的、役割は理解されうる。このような中立的な姿勢は、文化の多様性を容認して異文化間の相互理解を促し、また、人類学の基本倫理ともなってきた。しかしこれを推し進めれば、全ての価値は相対的であり、人類に共通の価値基盤が存在せず、相互理解、比較研究は不可能であるという矛盾に陥る。また完全に客観的な立場というものの可能性を疑い、研究者は中立的に沈黙するのではなく、対象社会の利益のために積極的に行動すべきであるという批判もある。』『ブリタニカ国際大百科事典』2008年。

3) 森千香子、「過激派の根柢を滋養するイスラームパッシング—『パリ新聞社襲撃事件』を考える」『中東研究』2014年、第522号、56頁-59頁。

いない。ジハディストは本来、イスラム共同体（ウンマ）の防衛戦争（聖戦、Jihad）を提唱する者であって、テロリストではない。むしろ、ジハディストは、無差別な殺戮を禁止するイスラムの教義に反して「無実の人間を不信仰者と宣言」して殺戮しているイスラム・テロリストから峻別される⁴⁾。また、詳説は避けるが、イスラム教において教義上保守的な宗派にあたるサラフィー主義者やワッハーブ主義者もテロリストとは峻別される⁵⁾。（勿論論理的には、両派の中からもイスラム・テロリストは出るだろうし、その割合が他のイスラム教の宗派よりも高いかどうかとの実証的な設問はで

4) 中村覚『『テロ対策』から読み解く中東政治』『世界』2014年12月号、208頁-209頁。

5) 同上、209頁-210頁。

スーフイズム（サラフィズム）とは、「イスラムの神秘主義。この派の初期の行者（スーフイー）がスーフ（羊毛）の粗衣をまっていたのでこの名があるとされる。8世紀末にイラクで初めてこの名が使われ、11世紀にすべてのイスラム神秘主義者に対して用いられた。イスラムは実際の宗教として発展したが、初期には禁欲主義的で現世よりも来世に幸福を求める面が強かった。この傾向を受け継いだのがスーフイズムで修行や思索の助けをかりつつ神を愛することによって神と一体になる無我の恍惚感を目的とするにいたった。この神概念の変化は、指導層がウラマー（学識者）から9世紀以後に民衆の宗教者に移ったことに対応する。13世紀以降は、修行者が一種の僧院生活を行うようになった。』『ブリタニカ国際大百科事典』前掲。さらに詳しくは、『イスラム教の本』、学研、1995年、96頁-119頁、を参照。

ワッハーブ派運動とは「ムハンマド・イブン・アブドゥル・ワッハーブ（1703～92）を始祖とする復古運動。ワッハーブ派はイスラム教の一派で、現在サウジアラビア王国の国教。この名称は成立当時、反対者から与えられたもので、みずからはムワッヒドゥーン Muwahhidūn と呼ぶ。彼は聖典『コーラン』と預言者マホメットの言行（スンナ）だけを行動の規範とする純潔主義を説き、マホメット時代以後の法学者のイジュマー（見解の一致）をヒドア（スンナと対立する見解）として否定した。また、聖人の崇拜、聖人廟への巡礼を禁じ、『コーラン』の定めた禁酒などの規定を遵守することを説いた。1745年中央アラビアの豪族、イブン・サウード家の政治運動と一体化して、勢力を次第に広げ、19世紀初頭にはアラビア半島の大部分を支配するにいたったが、オスマン帝国の指示を受けたエジプトのムハンマド・アリー軍に制圧され、1818年に滅んだ。これを第一次ワッハーブ王国という。その後は、イブン・サウード家の消長と表裏一体をなし、イブン・ラジード家との闘争、メッカのシャリーフとの対決、イギリスとの折衝を経て、1927年サウジアラビア王国が独立するとその国教として、ザイド派に属するイエメンを除く住民と南・西部海岸地帯の住民を除く、アラビア半島の全域の住民を組織する宗派となった。』『ブリタニカ国際大百科事典』前掲。さらに詳しくは、中村覚（編）『サウジアラビアを知るための63章（第二版）』明石書店、2015年、26頁-37頁、を参照。

きるだろう。)したがって、本稿で扱うのはイスラム教・イスラム文明圏の文脈で生み出され、先進リベラル民主制国家に対してテロ攻撃を加える者という意味で、イスラム・テロリストの概念を用いている。

また、本稿は西洋近代国家の研究を焦点に発展してきた標準的な政治学の視点から分析するため、必然的に西洋社会における(キリスト教の)宗教改革、民主制や資本主義の誕生と歴史的背景、とりわけ政教分離や世俗化を比較基準(reference point)としている⁶⁾。こうした分析視覚はイスラム・テロリストを分析するに際して、多分に潜入観やバイアス(bias)を伴うものであるが、その制約と限界を認識しつつも、先進リベラル民主制国家がその政治的仕組みの中で如何にイスラム・テロリストを位置付け、対処すべきかを考察するとの限定的な目的ならば許容できるとの立場から本稿は書かれている。

1. 2005年時点での問題の所在

2005年7月7日のロンドンでの同時爆破テロをうけて、その後イスラム・テロリストへの対処策が盛んに議論されていた。しかし、議論は9・11(米国同時多発テロ)事件の際のもの焼き直しであり、ほとんど深まっていなかった。先進リベラル民主制諸国の政府は爆破テロを「自由と民主主義に対する挑戦」とみなし、「テロには屈服しない」との姿勢を堅持していた。ロンドンでの爆破テロの結果、米英連合軍はより固い決意をもってイラク駐留を継続すると予測された⁷⁾、有志連合の一翼を担う自衛隊のサマワ駐留も容易に打ち切ることはできないと思われた⁸⁾。他方、イスラム世界の民衆の間では、ロンドンの爆破テロは低開発と貧困をもたらした米英の帝国主義に対する「自由の戦士(freedom fighter)」の闘いであるとの見方に一定の支

6) 世俗化の概念に関しては、チャールズ・テイラー(Charles Taylor)の説を簡潔に説明したものとして、次のものを参照せよ。中野毅「近代化・世俗化・宗教一危機の時代からの再考察」『宗教研究』2012年、第85巻、第4号、152頁。

7) 米国のイラク占領は2011年12月14日に終了し、完全に撤退した。英国軍は同年5月11日に完全撤退した。

8) 自衛隊のサマワ派遣は2003年に始まり、2009年2月に終了した。

持があった。しかも、この見方は、米国が冷戦時代、ソ連との対立構造の下で発展途上世界における民族解放闘争を「自由の戦士」と呼んだため⁹⁾、イスラム系移民の二世・三世や非イスラム系低所得者層を中心に、先進諸国におけるテロリスト志望者や同調者の形成でも無視できなかった。イスラム・テロリストは先進諸国の国内世論の分断を狙っていると考えねばならなかった。

したがって、先進リベラル民主制国家は有効なテロ対策を講じなければならなかっただけでなく、そうした対策を支持する国内世論を維持・強化せねばならなかった。つまり、テロ犯に対しては武力を用いて鎮圧し、テロ計画犯に対して法執行機関を用いて厳格に取り締まらねばならないだけではなかった。とはいえ、それまでこの種の強硬策は先進諸国のリベラル民主制の根幹をなす基本的人権とその下で許容されてきた文化相対主義に抵触するとして忌避されてきた一方、穏健な一般のイスラム教徒の「信教の自由」を侵犯しないようかなりの程度配慮がなされてきた。確かに、文化相対主義そのものは決してテロを許容するものではないが、その思潮のもとでは、断固としたテロ対策を講ずることは容易ではない。どうすれば、こうした文化相対主義の陥穽に陥らずにすむであろうか。

なお、最近の研究によれば、イスラム・テロリストの中には、中途半端なイスラム理解しかもたず、その過激なテロ思想に洗脳された大都市郊外在住の白人中産階級の若者も含まれ、それゆえ、社会的規範の失われたアノミー社会で「自己承認の要求」や「自殺願望」による動機付けに注目する必要性が指摘されている¹⁰⁾。しかし、本稿の立場からすると、こうした社会病理学的なアプローチに基づく施策は強化された対イスラム・テロリスト強硬策に対して飽く迄追加的に採られるべきものである。したがって、前者と後者が

9) MATSUMURA Masahiro, "Legal Approaches to Terrorism as a Form of International Politics: the Reagan and Bush Administration," 『桃山学院大学総合研究所紀要 (St. Andrew's University Bulletin of Research Institute)』, Vol.19, No.1, August 1993, p.3.

10) 森, 前掲。

衝突する場合でも、前者を理由に後者を控えねばならないとする考えは否定される。というのは、前者が思想的には何ら直接には文化相対主義とは関係ないにしても、結果的に文化相対主義を利するからである。こうした立場は、イスラム・テロリストのなかで白人中産階級出身の者が過半を占める、或いは彼等の存在自体がむしろイスラム系移民二世・三世のイスラム・テロリストの形成に繋がっているとの実態が明らかにされるまでは有効であろう。

2. リベラル民主制国家と政教分離

ロンドンでの爆破テロの直前の2005年7月5日、実質的に我が国外務省のシンクタンクである日本国際問題研究所はマレーシア戦略国際問題研究所(Institute of Strategic and International Studies-Malaysia) 所長のモハメド・ジャウハール・ハッサン(Tan Sri Dato' Seri Mohamed Jawhar Hassan)氏による「イスラム世界—マレーシア人の視点」と題する研究会を催した。筆者自身が出席したこのフォーラムは、その内容がイスラム教徒の視点から捉えた国際政治におけるイスラム世界の位置付けを扱ったものであり、期せずして時宜に適ったものとなった¹¹⁾。

ハッサン氏によれば、現在の国際世論の形成は米英を中心とした欧米のマスメディアにより支配されている。欧米のマスメディアは低開発、貧困、専制、テロを強調し、「イスラム世界=悪」のイメージを植えつけている。つまり、イスラム世界の実態を意図的に乃至は文化的な先入観によって歪曲している。現実には、圧倒的多数のイスラム教徒はテロとは無縁である一方、イスラム世界にも正常な選挙が実施され、議会も民主的に運営されている例が少なからず存在する。逆に、パレスチナ人に対するイスラエルの政策や、アフガニスタンやイラクにおける米英の武力行使こそが国家テロである¹²⁾。

11) http://www.2jia.or.jp/report/kouenkai/050705_hassan.html, 2015年12月31日アクセス。

12) 同上。

もっとも、このフォーラムで発言した我が国を代表するような長老級の研究者や実務経験者がこの見方を大枠でそのまま是認したことには驚かせられた。確かに、西側メディアに情報操作や偏見（バイアス）があることは否定できないが、ここで思考が止まってしまうと、「どっちもどっちだ」との相対主義に陥り、イスラム・テロリストが何故リベラル民主制国家にとって不倶戴天の敵なのか分からなくなってしまう。

問題を解く鍵は、中東・北アフリカのイスラム世界には選挙や議会制度はあっても、安定したりベラル民主制国家（a liberal democracy）が存在しないことにある。確かに、イスラム圏のいくつかの国家においても、自由秘密選挙制度が機能している例が散見される。さらに、選ばれた国民の代表者が統治機構、とりわけ立法院や行政府を支配している例も散見される。この基準を用いれば、既存体制が立候補を厳しく制限し、又は秘密・自由選挙を実施しない多くのイスラム諸国は論外としても、例えば、イランには機能する選挙や議会が存在すると見做さねばなるまい。確かに、イランはイスラム革命後に制定された憲法（1979年12月制定、1989年改正）でイスラム法学者を最高指導者（vali-e faghih-e：ヴェラーヤテ・ファギーフ）とするある種の神権政治体制を敷いている。また、大統領や国会議員への立候補には法学者からなる監督者評議会（最高指導者により指名され、立法院[Majles：マジレス]により任命されるイスラム法学者6名および一般法学者6名のあわせて12名から構成され、上院の機能を有する）の審査に合格せねばならない¹³⁾。とはいえ、2005年の大統領選挙で改革派のハタミ大統領（当時）が保守派のアフマディネジャド氏に敗れたのは、紛れもなく民意の反映であった。イランの選挙制度は概ね有効に民意を集約していると言えるだろう。

他方、リベラル民主制国家は単に自由秘密選挙制度が機能しているだけで

13) イランの政治体制・政治制度については、人間文化研究機構・地域研究推進事業「イスラーム地域研究」の拠点1（東京大学）「イスラームの思想と政治：比較と連関」に所属する「中東・イスラーム諸国の民主化」研究班、略称「民主化研究班」のホームページを参照。http://www.lu-tokyo.ac.jp/~dbmedm06/me_d13n/database/iran/institution.html, 2015年12月31日アクセス。

なく、「政教分離（separation of church and state）の原則」の遵守を要求する。リベラル民主制国家の定義は様々ありえるだろうが、それが機能するにはこの原則の遵守が満たすべき必要条件として外せない。もっとも、教会（もしくは、宗教組織）と国家の統治機構の分離の在り方は①厳格に両者を分離する場合（例えば、フランス、米国）から②国教を認めつつ他の宗教組織を許容する場合（例えば、英国、デンマーク、ノルウェー）、さらには③両者が固有の領域において独立し独自に対処するが、競合事項に関しては政教協約を締結して処理する場合（例えば、イタリアとバチカン市国のラテラノ条約[1929年]、ドイツとバチカン市国のライヒスコンコルダート[1933年]）など、様々な具体例がある¹⁴⁾。その多様性を認めた上で言えば、統治機構に関して制度面での政教分離が確保されていないと、宗教組織が政治に介入して、国家の統治機構の独立性・自律性を阻害する。もし宗教的強者（往々にして多数派）が統治機構を牛耳ることとなれば、警察や軍隊などの国家機構を介して宗教的弱者（往々にして、少数派）は弾圧・抑圧され、その基本的人権、とりわけ「信教の自由」が蹂躪される可能性を排除できない。イランのイスラム革命体制はこの種の問題乃至は潜在的リスクを抱えていると考えられる。さらに言えば、ある種の政教一致のケースであるサウジアラビアのように「政教分離」を採り、「政治と宗教の役割分化と協業」が存在していても¹⁵⁾、同様の潜在的リスクがある。したがって、問題の焦点は制度面で両者が分離されているだけではなく、それ以上に両者の実態的な分離が慣習として存在しているかどうかが重要となる。

3. 政教分離と政治文化

仮に統治機構・制度の次元で政教分離を確保できたとしても、政治文化の次元で政教分離を担保することは容易ではない¹⁶⁾。確かに、仮に何らかの強

14) 新田浩司「政教分離と市民宗教についての法学的考察」『(高崎経済大学) 地域政策研究』, 2012年, 第14巻, 第2・3合併号, 26頁-27頁。

15) 中村『『テロ対策』から読み解く中東政治』前掲, 210頁。

16) 最近の典型的な例としては、「群衆、サウジ大使館襲撃—イラン シーア派指導

力な宗教組織・勢力が統治機構に直接介入しない場合であっても、若しくは介入が限定的であり、概ね形式的には統治機構の制度的独立性・自律性が確保されている場合であっても、宗教的多数派が所属する宗教組織の構成員としてその教義や指示に従って投票行動をとれば、多数決制による統治・支配によって市民的権利・義務を無視する可能性を排除できない。そうなれば、市民社会とリベラル民主制国家は成立しない。この危険性はイスラム革命体制をとるイランだけではなく、イスラム宗教指導者が世論形成において大きな影響力を有するインドネシアのような通常、民主制が機能していると見做されている国家においてさえ無視できない。確かに、リベラル民主制国家でも宗教的な価値に基づく政党や政治運動が存在する。西欧諸国ではキリスト教の価値観を謳う保守政党は少なからず存在する。政教分離が機能するために重要な条件は、これらの政党やその支持者が所属する宗教組織の教義や指示（或いは、宗教指導者の指示）ではなく、内面化された宗教的な価値観に基づきながらも、独立した市民・個人として政治的な選択や行為を行うことである。

例えば、フランス共和制では「政教分離の原則」をさらに徹底して、政治と宗教とを完全に分離するため、公共の場において公然と特定の宗教を表明する礼拝や服装を禁止している¹⁷⁾。他方、米国の場合は、大統領就任式の宣誓にもみられるように、所謂「市民宗教 (civil religion)」によって国民の宗教感情レベルでの政治と宗教との結びつきを積極的に認めた上で、「信教の自由」を保証するために国教を持たないという意味で「政教分離の原則」を堅持している¹⁸⁾。したがって、米国のリベラル民主制でさえ、万一キリスト教原理主義派が大勢を占め「政教分離の原則」を蔑にすれば、危機に直面するだろう¹⁹⁾。また、万一特定の宗教政党や宗教勢力が政治を蚕食すれば、日

者処刑で」『日本経済新聞』、2016年1月4日。

17) 井上修一「フランスにおける政教分離の法の展開」『仏教大学教育学部論集』第21号、2010年3月。

18) 新田浩司、前掲、27頁-30頁。

19) 坪内隆彦『キリスト教原理主義のアメリカ』亜紀書房、1997年。

本のリベラル民主制も崩壊するだろう²⁰⁾。

政治文化の中にこそ国家存立の基本を定めた根本法（憲法）の本質が存在する。憲法は法的確信を伴い歴史的に反復・継続される国民的規模での実践によって生成される。この意味において、全ての憲法の本質は慣習法にある。ここに今日、多くの憲法が現実的乃至は実務的な必要性から憲法典の形式を採っている一方、民主制の母国、イギリスにおいては依然として成典憲法が存在しない所以である。逆に、どのように立派な憲法典があったところで、それを実践しない政治文化においては、憲法典はただの紙切れにすぎない²¹⁾。この点は、中華人民共和国憲法や朝鮮民主主義人民共和国憲法の人権関連条項がなんと空しい響きしか持っていないかを考えれば合点がいくだろう。

イスラム世界において、「政教分離の原則」を保障する政治文化は存在するであろうか。また、もし存在しているなら、それは十分堅固であろうか。

4. イスラム教の政治文化

イスラム社会が先進リベラル民主制国家に見られるような政教分離の政治文化を欠いている或いは有していても非常に脆弱であることは、イスラム教の本質と切り離せない。このことは、イスラム教を同じ起源を持つ啓典宗教であるユダヤ教とキリスト教と比較してみるとはっきりする。

誤解を懼れずに単純化して捉えれば、最も古いユダヤ教は人間性悪説を採っている。内面的な信仰は第三者には見えないから、律法を遵守しているかどうかの外面的な行動から信仰の有無を判断する。この点、小室直樹氏は次のように簡明に指摘している。

・・・旧約聖書が伝えようとしているメッセージは明明白白です。要す

20) 山崎正友『創価学会と「水滸会記録」—池田大作の権力奪取構想』第三書館、2004年。

21) 小室直樹『痛快！憲法学』集英社インターナショナル、2001年、第1章及び第2章。

るに「契約を守れ」、この一言に尽きます。たしかにアブラハムに対して、神様は「お前の子孫にカナン之地と永遠の繁栄を与えよう」と約束した。しかし、その約束は無条件に与えられたものではありません。あくまでも神との契約を遵守するかぎりにおいて、という条件付きです。つまり、契約なのです。ところが、古代のイスラエル人たちは、その契約をまもらなかった。その結果、神から皆殺しにはされなかったものの、約束の地を失い、バビロニアの奴隷となった。そこで旧約聖書は「この教訓を絶対に忘れてはならない」と伝えているのです。・・・そこで彼らは過去の歴史を旧約聖書という形に集約し、今後は神と結んだ契約、いわゆる「律法」をきちんと守ろうと考えた²²⁾。

次に、キリスト教は人間性善説を採っている。キリスト教は律法の形式的な遵守ではなく内面的な信仰を重視する。新約聖書は旧約聖書のような細かな律法はほとんど持たず、その物語性の高い内容は融通無碍に解釈できる。この点、小室直樹氏は次のように簡潔に指摘している。

・・・イエスは、神との契約を改定するのですが、その際、契約対象をユダヤ人以外にも広げるという革命的なことを行った。しかも、モーゼが結んだ律法では「割礼をせよ」とか「豚を食べるな」とか、いろんな戒律が事細かにあったのですが、それをすべて廃棄して、ひじょうにシンプルな条件に変えた。すなわち、「神を信じ」、「神を愛し、隣人を愛せ」、この条件さえ守れば、神様はその人を救済してくれるというのがイエスの教えです。さらに、旧約聖書では、神との契約を守れば、イスラエル民族全体が救われるのですが、キリスト教においては、「神を信じ」、「神を愛し、隣人を愛せ」ば、その人個人が救われる。つまり、神と契約を結ぶ主体も集団から、個人にか変わった²³⁾。

22) 同上、136頁。

23) 同上、137頁。

この点、ルターやカルヴァンが聖書を読み込んで再解釈することで見出した予定説は、ローマ・カトリックに対してキリスト教の原点回帰の運動ともいえるプロテスタントによる宗教改革をもたらしたことはよく知られている。また、予定説による「神の下の平等」が、政治社会生活における平等概念へ世俗化され、現実政治における民主主義へと変容した。また、社会学の泰斗、マックス・ウェーバーの著書『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』によれば、元来金儲けは忌避されていたところ、予定説によって労働が本質的に信仰を表現する活動であると見做されるようになると、信者のエートスが経済・利潤創出活動を積極的に肯定するように世俗化し、西欧社会における近代資本主義体制への移行の鍵となった²⁴⁾。

そして、キリスト教成立から六世紀弱を経て最後に成立したイスラム教は啓典宗教としては最も完成度が高い。基底には人間性悪説と人間性善説を止揚した人間性弱説ともいえる考えがある。この点、小室直樹氏は次のように平易に説明している。

・・・イスラム教の神様は旧約の神様ほど、契約違反に対して厳しくないし、短気でもない。イスラムの神様はひじょうに寛容なのです。つまり、人間が罪作りなことをしても、その人物が普段は宗教的に正しい生活をしていたら、情状酌量をして許して下さる。それがイスラムの神様です。モーゼの神様は、たとえ日常生活は正しく過ごしていても、偶像を刻んだりして大罪を犯したら、どんなことがあっても許しませんでしたが、それとは大違いです²⁵⁾。

それゆえ、「コーラン」は宗教的な側面だけではなく、食生活、家族・社会生活、経済、政治、軍事など人間生活の諸側面を包括的に規定している。一般的に、原理主義は聖典の字句通りの意味解釈を主張するが、キリスト教

24) 同上、第4章及び第5章。

25) 同上、140頁。

とイスラム教の場合、その意味合いは全く異なる。イスラム教は「コーラン」のシステムとしての完結度の高さゆえに、キリスト教徒による聖書の解釈が融通無碍であることと比較して、イスラム教徒による「コーラン」の解釈は相対的に柔軟性が極めて低い²⁶⁾。したがって、イスラム世界においては、形式的にはともかく、正常に機能するリベラル民主制国家も近代資本主義も実現するのは極めて困難なのである²⁷⁾。

確かに、今日では、過去数百年に亘る西洋の覇権、とりわけ政治文化的覇権の結果、元来、西欧近代に特殊である人権保障、権力分立、民主制を是とする価値は他の文明・文化圏を啓蒙（西洋化）することによって、一定の普遍性を帯びるようになってきている。しかし、こうした価値は本来キリスト教に根差した価値が世俗化したものであるから、リベラル民主制国家とイスラム的価値・生活様式との間には潜在的にかなり高い緊張関係が存在すると考えねばなるまい²⁸⁾。さらに言えば、リベラル民主制国家におけるイスラム系住民はその政治的・社会的秩序を是認している限り、世俗化したその他の圧倒的多数の市民と調和的に共存できるであろうが、一旦経済情勢が悪化して経済社会的に不利な状況等に置かれ、イスラム的価値・生活様式を声高に主張し或いは公然と実践するようになると、そうした緊張関係は顕在化する。また、その場合、イスラム系のコミュニティは海外から潜入したイスラム・テロリストに身を隠し支援を受けるには都合のいい生活空間を与えることになるであろうし、テロリスト志望者や同調者を供給する温床ともなりえる。言うまでもなく、先進リベラル民主制国家のなかのイスラム教徒を含め、世

26) 小室直樹『日本人のためのイスラム原論』集英社インターナショナル、2002年、第2章。

27) 同上、第1章。

28) それでは、日本のケースはどのように理解すればよいのかという問いが出てくるのは当然であろう。管見によれば、それは西欧と日本のみが中世を経験する等、両者の歴史的発展経路と経験が多分に似通っていたためである。これに関しては、拙稿「アメリカよ、日中戦争の教訓に学べ」『諸君!』2007年10月号。

とはいえ、キリスト教圏に属さない日本が制度面で完璧なリベラル民主制国家であるとはいえ、実態として真正のリベラル民主制国家として機能しているかどうかは、実証的に分析されるべき問題であろう。

界のイスラム教徒の圧倒的多数とイスラム・テロリストとは直接何ら関係がない。とはいえ、両者の間にはこうした接点が存在し、負のスパイラルが作用する可能性が十分あることに留意せねばならない。

5. イスラム・テロリストの危険性

政治と宗教の関係に着目すると、イスラム・テロリストとリベラル民主制国家における従来のテロリストを同列に扱う誤った認識は看過できない。この認識ではイスラム・テロリストとアイルランド共和国軍（IRA）やバスク解放戦線（ETA）のテロリストとは何ら変わるところはなく、何れも抑圧された側が解放を求めた「自由の闘争」であるとの位置付けになってしまう。つまり、殊更にイスラム・テロリストの邪悪さを強調するのは、イスラム教やイスラム社会に対する偏見や差別に原因があり、正当化しえないということになる。

果たして、そうであろうか。両者には決定的な違いがある。アイルランド共和国軍やバスク解放戦線は権力を握る多数派に対してテロ闘争をおこなっても、「政教分離の原則」を否定しているわけでない。万一テロリスト側が権力を奪取したとしても、基本的にはリベラル民主制国家の枠組みの制約を受け容れることに疑いの余地はない。（実際、アイルランド共和国軍はアイルランド独立を掲げて対英テロ活動を展開してきたが、1998年、ベルファスト合意で英・アイルランド間に和平合意が成立すると、アイルランドは北部アイルランド六州の領有権を放棄する憲法改正を行い、主流派は武装放棄した²⁹⁾。ただし強硬派は分派し、依然武装闘争路線を完全には放棄していない。）他方、イスラム・テロリストは「政教分離の原則」を拒絶し、リベラル民主制国家そのものを拒絶している。

確かに、歴史的に欧米はイスラム圏で暴力的な介入・侵略を犯してきており、今日その帝国主義的な行動は本質的に変化していないと議論することは

29) 在日アイルランド大使館サイトの関連情報。http://www.embassy-avenue.jp/ireland/ireland/nor_ireland_02.html, 2015年12月31日アクセス。

可能である。また、イスラム社会や先進国の批判的知識層において、9・11以降の武力行使に依存した米英の所業がこうしたイメージを磐石なものとしてしまった感が強い。さらに、欧米マスメディアによる報道が欧米側のイスラム社会に対するイメージや偏見に大きく影響されているのは否定しがたい一方、その情報操作が懸念される報道が散見される。

とはいえ、「政教分離の原則」とそれを支える世俗化した政治文化を拒絶するイスラム教原理主義はリベラル民主制国家とは正面から矛盾する。さらに、神権政治体制を暴力と恐怖によって実現しようとするイスラム勢力、とりわけイスラム・テロリストは先進リベラル民主制国家にとって不倶戴天の敵である。リベラル民主制国家では、その枠組みの中でのみイスラム系少数派の存在を許容できる。とはいえ、そもそも価値が宗教に基づき、政治が価値と密接に結びついている以上、本質的には宗教と政治は分離できない。西洋近代社会は単に両者を統治機構・制度や慣習法の次元で機能的に分離（「政教分離」）しただけである。したがって、政教分離とそれを重んじる世俗化された政治文化を文化相対主義の名の下に蔑にすれば、リベラル民主制国家そのものを否定することになる。ロンドンでの同時爆破テロを契機に、イスラム・テロリストの位置付けに関する知的混乱を收拾する必要があるだろう。（この点は、2015年のパリ同時テロ事件を経た現在、ますます重要となっている。）

（参考文献）

- 明石欽司『ウェストファリア条約—その実情と神話』慶應義塾大学出版会、2009年。
岡倉徹志『サウジアラビア現代史』文春新書、2000年。
桜井啓子『現代イラン 神の国の変貌』岩波新書、2001年。
マックス・ウェーバー（著）、大塚久雄（訳）『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波書店、1989年。
—————（著）、内田芳明（訳）『古代ユダヤ教（上）（下）』岩波書店、1996年。
小室直樹『日本人のための宗教原論』徳間書店、2000年。

中見利男『ユダヤ世界のすべて』日本文芸社，2003年。

アントワヌ・バスプース（著），山本知子（訳）『サウジアラビア 中東の鍵を握る王国』集英社新書，2004年。

宮田律『イスラム政治運動』日本経済新聞社，1996年。

山本賢蔵『右傾化に魅せられた人々』河出書房新社，2003年。

バーナード・ルイス（著），臼井陽（監訳），今松泰・福田義昭（訳）『イスラム世界はなぜ没落したのか？ 西洋近代と中東』日本評論社，2003年。

Ayann Hirsi Ali, "A Problem From Heaven: Why the United States Should Back Islam's Reformation", *Foreign Affairs*, July/August 2015.

Kenan Malik, "The Failure of Multiculturalism," *Foreign Affairs*, March/April 2015,

William McCants, "Islamic Scripture Is Not the Problem and Funding Muslim Reformers Is Not the Solution", *Foreign Affairs*, July/August 2015.

(まつむら・まさひろ／法学部教授／2016年1月12日受理)

On The Need to Overcome Cultural Relativism: Islamic Terrorism as a Mortal Enemy of Liberal Democracy

MATSUMURA Masahiro

With the November 2015 Paris attack, Islamic terrorist threat has increasingly become acute and severe. The major powers, especially Western liberal democracies, seem to have made a decisive shift at last toward hard line policy involving the use of armed force and other coercive law enforcement measures against the terrorists. This shift is overdue given a series of large-scale acts of Islamic terrorism including the September 11 attacks on the U.S., the 2004 Madrid train bombings, and the July 2005 London bombings.

Cultural relativism has long hindered liberal democracies from taking timely counter-measures, on the ground that the dominant idea is politically correct in liberal democratic discourse on inviolable human rights and, as its corollary, firm commitment to tolerating societal diversity. The idea retarded swift implementation of anti-terrorist counter-measures, while requiring due respect to the freedom of religion of ordinary moderate Moslem minorities in liberal democracies.

To meet Islamic terrorist challenges, this article is intended to eliminate intellectual confusion on the limited political relevance of cultural relativism in liberal democracy, arguing for the central importance of the separation of church and state and secularized political culture that is indispensable to maintaining the separation. The analysis will identify Islamic terrorists, who reject the separation, as a mortal enemy of liberal democracy, against which relentless suppression and oppression is essential.